

企業における生成AI(GAI)の活用と 知的財産権の問題

華誠法律事務所 シニアパートナー 吳月琴弁護士



1

企業におけるGAIの活用

2

GAIにおける知的財産権の問題

3

GAIの法的規制の動向

企業におけるGAIの活用

活用事例



AI生成广告图

产 品： MidJourney

描述词： There was a pink lipstick and a glass bottle of perfume

企業におけるGAIの活用

活用事例

図2: 基盤モデルは医療・健康分野でも広く活用されている

データ入力

データソース



データ形式



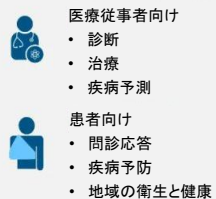
訓練



活用

川下での活用

医療サービス



医療開発



人工知能(AI)技術にはコンピューター・ビジョン、ナレッジグラフ、自然言語処理などが含まれ、主に医用画像、臨床意思決定支援システム(CDSS)、新薬の開発、スマート医療記録などで活用されている。



医用画像分野(放射線医学、病理学、超音波診断学など)では、人工知能(AI)技術が正確かつ均質で効率的な画像診断の実現に役立っている。

医用画像向けAIの市場は、急速に成長している。



企業におけるGAIの活用

大規模言語モデルの爆発的普及の
年 ― ChatGPTが巻き起こしたAI
「ブーム」に対する分析と考察

企業のGAI活用における法的課題

1

訓練データにおける権利侵害リスク

創作性を有する画像、音声などのデータを大量に学習することに依存しているため、プライバシー、肖像権、著作権、商業秘密などの問題がある。

3

倫理的および社会的責任

AIGCはセンシティブなテーマに触れる可能性があり、論争を招いたり、社会的な価値観に反したりする可能性がある。

5

規制とコンプライアンス

各国政府がAIの開発と規制について目下検討している（輸出規制、国家安全保障規制）

2

生成コンテンツの知的財産権

著作権で保護されるのか。帰属先は誰になるのか。生成コンテンツの権利が侵害された場合、その責任は誰が負うのか。

4

詐欺・偽造、セキュリティのリスク

Deep Fake、AIによる顔入れ替え、音声の模倣などの技術によるなりすまし詐欺、合成動画や合成写真によるデマの拡散

GAIのコンプライアンスガバナンス

法的枠組み

活用事例

文章の作成
音声・動画の作成
AIポスターの作成
バーチャルヒューマン
によるライブ配信
インテリジェントな顧客
サービス
AIによる注文や価格設
定
.....

IP、人格権、広告法

権利の帰属
権利侵害責任の引き受け

「民法典」
「著作権法」

「広告法」

01

個人情報保護

「個人情報保護法」

「民事事件審理時の顔
認証技術を利用した個
人情報の取扱いにお
ける法律適用について
の若干の問題に関す
る最高人民法院の規
定」

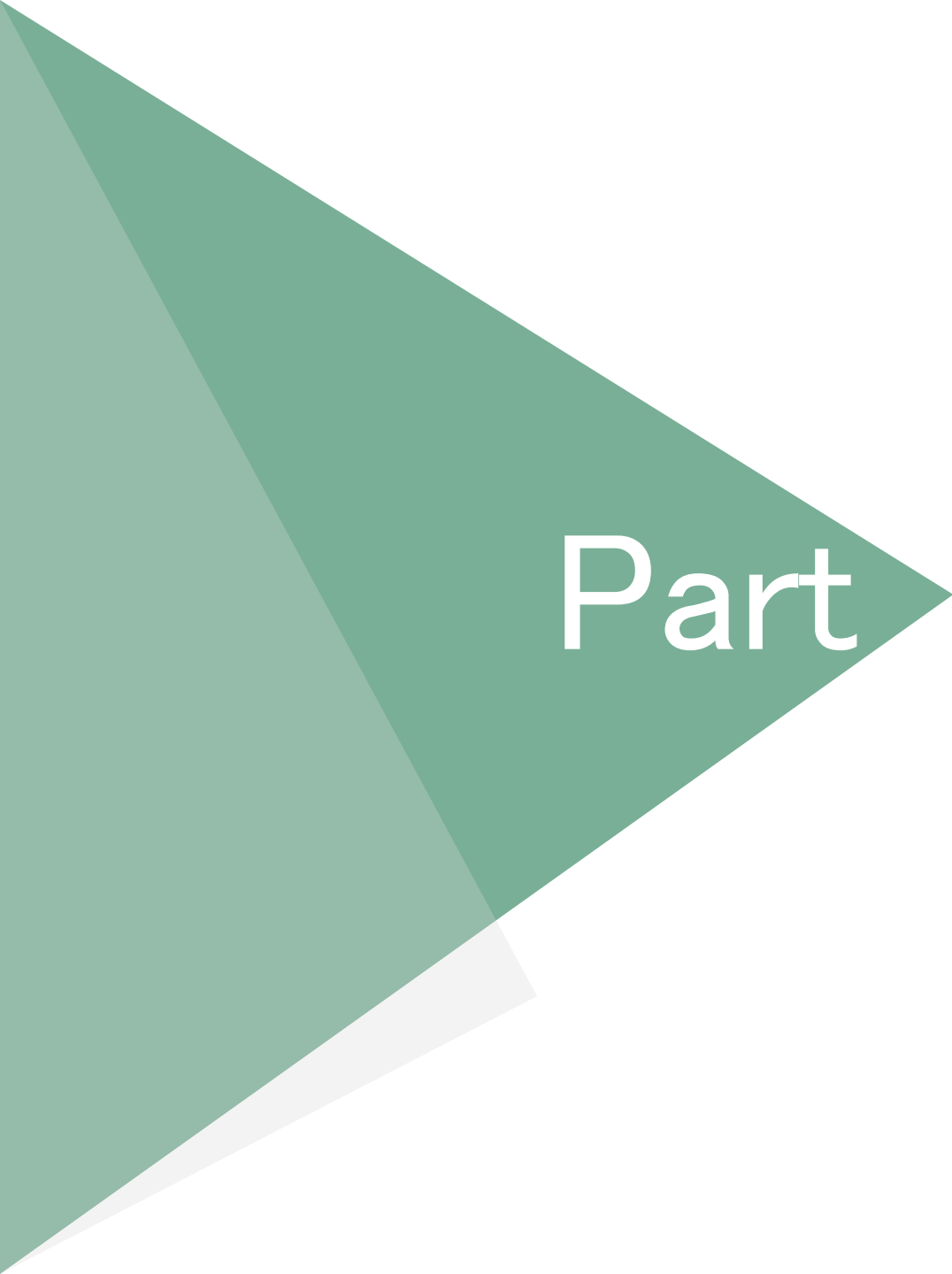
02

人工知能の規制

コンプライアンス要件
モデルの安全性
コーパスの安全性
コンテンツ管理
ユーザー管理

「生成AIサービス管理暫
定弁法」

03



Part

2

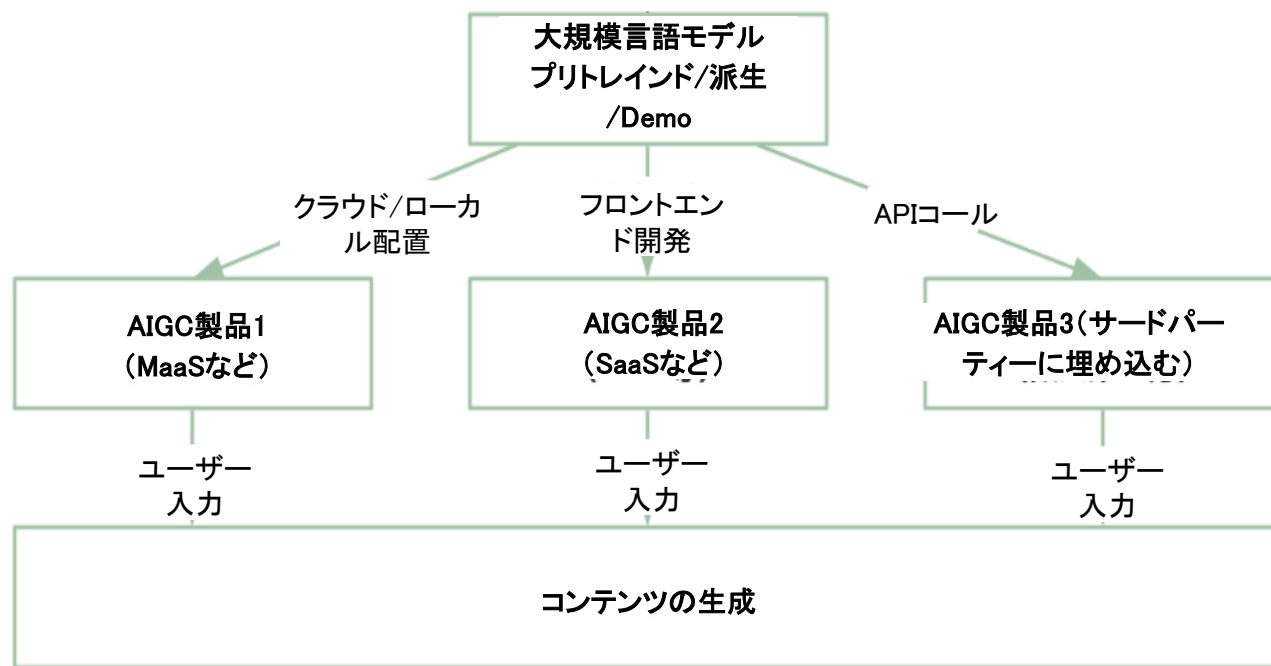
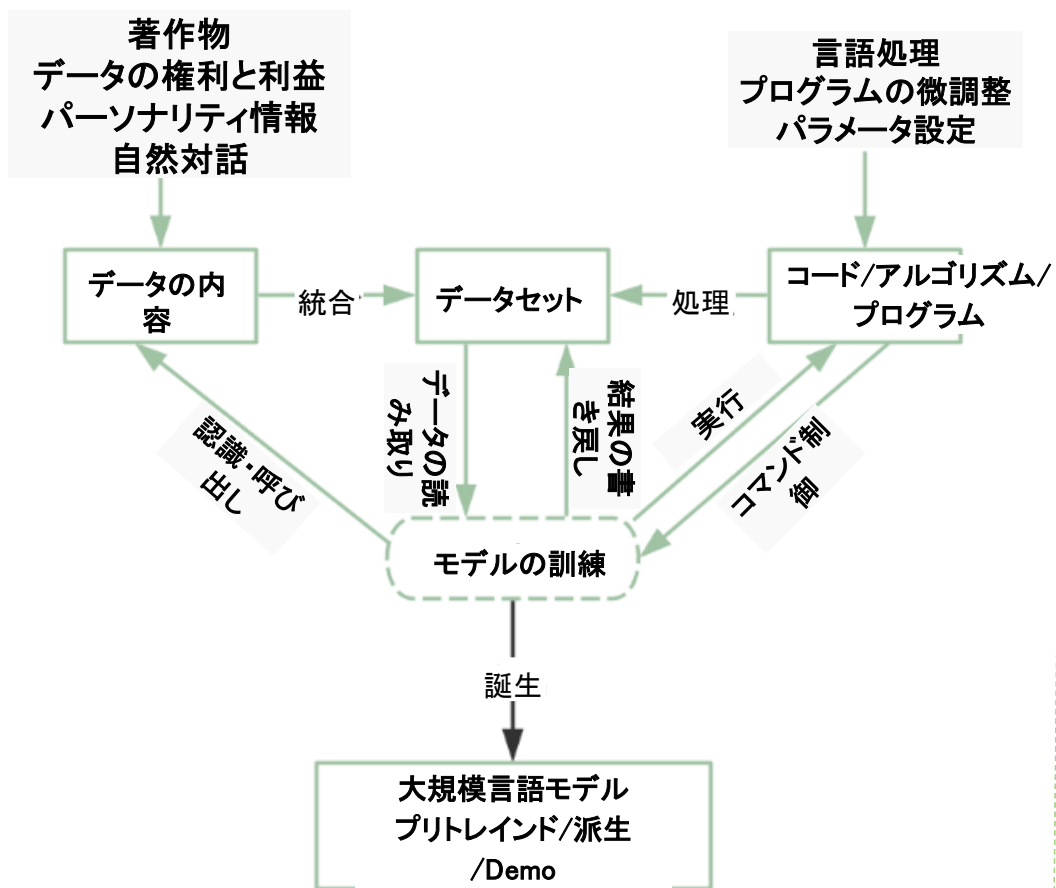
GAIにおける知的財産 権の問題

- ① 春風事件
- ② ウルトラマン事件

GAIにおける知的財産権の問題

基本原理

大規模言語モデル のオンライン登録



GAIにおける知的財産権の問題

「人間が作品をつくったのか、機械が作品をつくったのか」

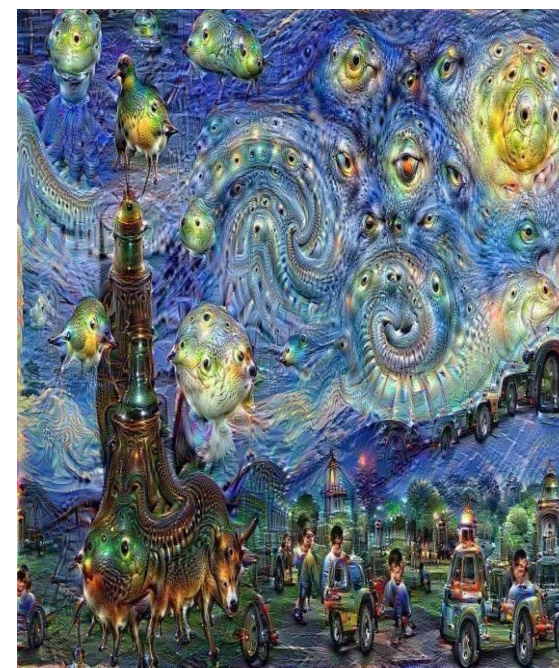
「月夜、草地、花、テント、水の反射」というキーワードを入力し、ゴッホの画風を選択



文心一格



zcool



Googleの
DeepDream

GAIにおける知的財産権の問題

海外の事例: 登録可能性

「A Recent Entrance to Paradise」事件

「人間の思考とコンテンツの創造的表現の結びつきが著作権で保護されるための前提条件である」という基本原則に基づき「A Recent Entrance to Paradise」の著作権登録は却下され、また本件の判決において**著作者は人間でなければならない**という要件が堅持された。



「暁のZarya」事件

AI描画ツールのMidjourneyを使用して制作された漫画コンテンツは、その画像生成プロセスに自然人による創作的入力がないため、著作物とはみなされない。米国著作権局は本件において、**機械がランダムに生成または自動的に生成しただけで、人間の著作者の創作的な入力または介入がないコンテンツは、作品として登録できないと主張した。**



GAIにおける知的財産権の問題

—春風事件(中国初の「AI生成画像」著作権紛争事件)

李さんVS劉さんの氏名表示権・情報ネットワーク伝達権侵害紛争事件 北京インターネット法院(2023)
京0491民初11279号



原告の主張

- ▶ AIで画像を生成することは、「高度なインテリジェントカメラ」とみなすことができ、手動でパラメータを調整する必要がなく、シャッターを押すだけである。そうして撮影された写真には同じように著作権がある。カメラが賢くなったからといって、写真が著作物ではなく、撮影者に著作権がないとはいえない。
- ▶ 画像を生成する過程で画像に行うプロンプトやパラメータなどの一連の調整は、独創的な知的労働である。一方、AIソフトは単なるツールに過ぎず、それだけでは絵を完成させることはできず、創作は人間が完成させる必要がある。

GAIにおける知的財産権の問題

—春風事件

争点1 本件の画像は著作物に該当するか。



著作物：「著作権法」第3条において、著作物とは文学、芸術、科学分野において独創性を有し、かつ一定の形式で表現された知的成果物を指す、と規定されている。



創作：「著作権法实施条例」第3条において、著作権法にいう創作とは、文学、芸術、科学の著作物を直接生み出す知的活動を指す、と規定されている。



著作権者：「著作権法」第9条において、著作権者とは、著作者およびその他の本法により著作権を有する自然人、法人または非法人組織を指す、と規定されている。

GAIにおける知的財産権の問題

—春風事件

争点1

法院の判断: 本件の画像は著作権法上の著作物に該当する

- 本件の画像は、外見上、普通の写真や絵画と何ら変わりなく、「芸術分野に属する」ものであり、「一定の表現形式」を備えている。
- 本件の画像は「知的成果物」の要件を満たしている。構想から画像の選定に至る全過程において、原告による人物の描画方法の設計、プロンプトの選択と配置の順序、関連パラメータの設定、期待に応える画像の選定などの知的労働が反映されている。
- 本件の画像は「独創性」の要件を満たしている。個人の審美的選択と個性的判断を反映している。反証がないかぎり、本件の画像は原告が独自に完成させたものと認めることができる。

「創作ツール説」



人はツールを使って創作を行う。つまり、創作の全過程において知力を投入するのは、人工知能モデルではなく、人である。

GAIにおける知的財産権の問題

—春風事件



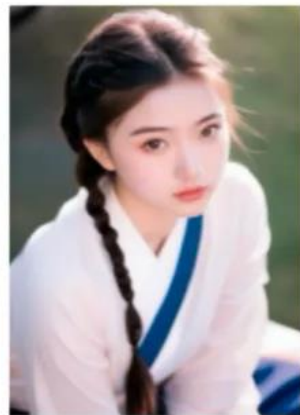
(図3)



(図4)



(図5)



(図6)

最初の生成画像

2番目の生成画像

3番目の生成画像

最終的な生成画像(本件で「独創性」があると認められた画像)

模型選択:	将启动器 (Stable diffusion 模型) 的模型修改为 "AsiaFace-mix-pruned-fix_safetensors", 将启动器 "Additional-Networks" 中的模型 1 修改为 lora-hanfigai-v1-5_safetensors
正向提示词输入:	(超逼真照片 1: 3), 超高品质高细节的原始图像数据源处理格式彩色照片, 外景, 日本偶像, 高度细节对称且迷人的脸, 棱角匀称的脸, 完美的皮肤, 皮肤毛孔, 梦幻般的黑眼睛, 红褐色的眸子, 均匀, 长腿, 长筒袜, 软对焦, (胶片纹理, 生动的色彩, 胶片仿真, 柯达黄金肖像 100.35mm, 佳能 500 2), 镜头光晕, 黄金时间, 高调, 电影, 美丽的动态灯光
反向提示词输入:	(3d, 渲染, 例如: 绘画, 素描, 卡通, 动漫, 漫画 1.2), 糟糕的解剖结构, 糟糕的手, 文字, 错误, 缺失的手指, 多余的数字, 更少的数字, 裁剪, 最差的质量, 签名, 水印, 用户名, 模糊, 艺术家的名字, (长体), 糟糕的解剖结构, 液体, 畸形, 突变, 糟糕的比例, 不协调的身体, 不自然的身体, 毁损, 丑陋, 粗大的比例, 突变, 毁损, 变形, (突变), (儿童, 1.2), 黑与白, 脂肪, 多余的乳头, 极简主义, 不适宜工作场所, 低分辨率, 糟糕的解剖结构, 糟糕的手, 文字, 错误, 缺失的手指, 多余的数字, 更少的数字, 裁剪, 最差的质量, 低质量, 正常质量, jpeg 伪影, 签名, 水印, 用户名, 模糊, 毁容, 丑陋, 过饱和, 纹理, 低分辨率, 变形, 毁容, 没画好的脸, 突变, 突变, 多余的身体, 丑陋, 没画好的手, 缺失的肢体, 漂浮的肢体, 断开的肢体, 畸形的手, 模糊, 失焦, 长脖子, 长身体, 丑陋, 恶心, 画得不好, 幼稚, 残缺, 支离破碎, 显老, 超现实的, 文本, 黑和白单色, 连体双胞胎, 多个头部, 多余的眼睛, 多余的手臂, 模糊, 拉长, 扭曲, 手指, 斜视, 异色, 闭上眼睛, 模糊, 水印, 婚礼, 团体, 深色皮肤, 深色皮肤的女性, 纹身, 裸体, 低分辨率, 糟糕的解剖结构, 糟糕的手, 文字, 错误, 缺失的手指, 多余的数字, 少的数字, 裁剪, 最差的质量, 低质量, 正常质量, jpeg 伪影, 签名, 水印, 用户名, 模糊
生成参数设置:	将迭代步数修改为 33, 高度修改为 768, 提示词引导系数修改为 9, 随机数种子修改为 2692150200
生成参数设置:	将 "Additional-Networks" 中的模型 lora-hanfigai-v1-5_safetensors 的权重修改为 0.75
生成参数设置:	将随机种子修改为 2692150199
正向提示词增加:	害羞、优雅、可爱、情歌、酷姿势、青少年、机前浏览、杰作、最佳质量

① モデルの選択と採用

② プロンプトおよびネガティブプロンプトの入力
(アートスタイル＋主体＋環境＋構図＋画風)

③ 生成パラメータの設定

④ 最初の画像取得後、継続的な調整と修正

人間の独創的な知的労働？

GAIにおける知的財産権の問題

—春風事件

反対の観点：著作権法上の著作物に該当しない

A: ユーザーはAI画像生成ツールの使用者である

プロンプト：創作の方向性と範囲、創作のインスピレーションまたは指導。
ユーザーの直接創作が欠如している

B: 著作権法は「具体的な表現」を保護し、抽象的な「思想または創意」を保護しない

C: ユーザーは具体的な出力を予測できず、生成画像に制御権を持たない

「表現制御説」



GAIにおける知的財産権の問題

—春風事件

争点2 原告は本件画像の著作権を所有しているか。

1. 人工知能モデル自体は、著作権法上の著作者にはならない。
2. 人工知能モデル設計者の知的投入は、本件の画像ではなく、創作ツールの製造にある。また、当該ソフトウェアの契約では、設計者は出力コンテンツに関連する権利を主張しないことが規定されている。
3. 本件の画像は、原告の直接的な知力の投入に基づいており、原告は本件画像の著作者である。

GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件

上海新創華社とAI社（Tab）のネットワーク権利侵害責任紛争事件

（2024）広州インターネット法院 粵0192 民初113号

原告：ウルトラマンシリーズのイメージの著作権を所有し、かつ権利保護活動を行う権利を持っている	
被告： Tabサイトを運営 AI画像生成機能	1. プロンプトによって画像を生成し、画像の生成には「トークン（演算能力）」を消費し、会員および「トークン」はチャージする必要がある。
	2. 「ウルトラマンを生成して」と入力すると、ウルトラマンに酷似した画像を生成することができる。
訴訟請求：	1. 直ちに侵害画像の生成を中止し、本件のウルトラマン素材を訓練データセットから削除する。 2. 原告に30万元の経済的損失を賠償する。 3. ウルトラマンと同一または類似の画像の生成を防止するための合理的な措置を講じる。

GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件

比較図

ウルトラマンティガ
マルチタイプ



Tabで生成された本件関連の主
な画像のスクリーンショット



図1



図2



図3



図4



図5



図6



図7



図8



図9



図10

GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件

争点

1. 被告の位置付け

生成AIサービスプロバイダに該当するか否か

「暫定弁法」: 生成AI技術を利用して生成AIサービスを提供する(プログラマブルインターフェースなどの提供を通じた生成AIサービスの提供を含む)組織、個人を指す

2. 責任者(権利侵害行為者)の認定

本件の画像はアルゴリズム、演算能力、データセット、ヒューマンコンピュータインタラクションなどの複数の要因が複合的に作用した結果である

ユーザー(原告)、モデルインターフェースサービスプロバイダ(被告)、モデルプロバイダ(訴外人)は、いずれも**権利侵害事実**に関係している

データ投入段階、モデル訓練(入力)段階、プロンプトなどの入力段階、画像生成段階

被告が**コンテンツの出力**について**制御力**を持っているか否か、またその制御力の程度

「暫定弁法」: サービスプロバイダは、**インターネット上の情報コンテンツ制作者**としての責任を負う

3. 権利侵害行為の判定

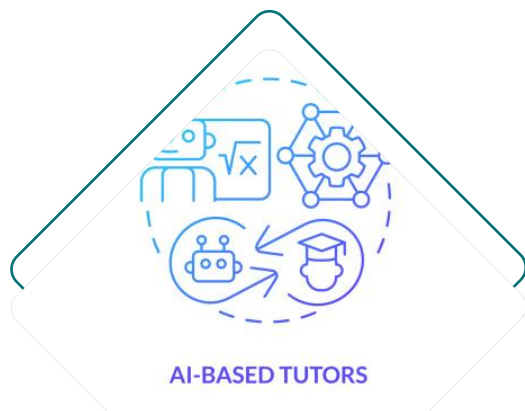
過失責任とセーフハーバー規則の適用

苦情・通報の仕組みを確立していない、潜在的なリスクを注意していない、その生成コンテンツに目立つ表示を行っていないことから、被告は**合理的な注意義務**を十分に行っていたとは言えず、**主観的な過失**があると判断された

複製権、翻案権の侵害(成立)。情報ネットワーク伝達権(二重処罰の禁止)

GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件(コーパスの安全性)



コーパスのソースのセキュリティ チェック

コーパスソースのブラックリスト: コーパスソースを管理し、各ソースのコーパスのセキュリティ評価を行い、単一ソースのコーパスのコンテンツ中に含まれる違法有害情報が5%を超える場合は、そのソースをブラックリストに入れる。



コーパスのコンテンツのセキュリ ティチェック

違法有害情報: キーワード、分類モデル、手動サンプリングなどの方法を採用し、十分にフィルタリングする。

知的財産権の侵害: 学習前のコーパスについて識別を行い、知的財産権管理戦略を確立する。

個人情報を含むコーパス: 当該個人情報の合法的使用条件を完全に満たしたうえで使用する。



コーパスのラベリングのセキュリ ティチェック

アノテーター: 自身でセルフチェックと職務の分担を行う。

アノテーションルール: 少なくともアノテーションの方法や品質指標などの内容を含める。

アノテーションの内容の正確性: 機能性アノテーションと安全性アノテーションに異なる審査基準を設定する。

GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件

「生成AIサービスセキュリティ基本要件」

正式な文書

第5.2条(コーパスのコンテンツのセキュリティ要件)b)(知的財産権分野):2)コーパスを訓練に使用する前に、知的財産権の関連責任者らは、コーパス内の知的財産権侵害の状況について識別し、プロバイダは権利侵害問題が含まれているコーパスを使って訓練を行ってはならない。

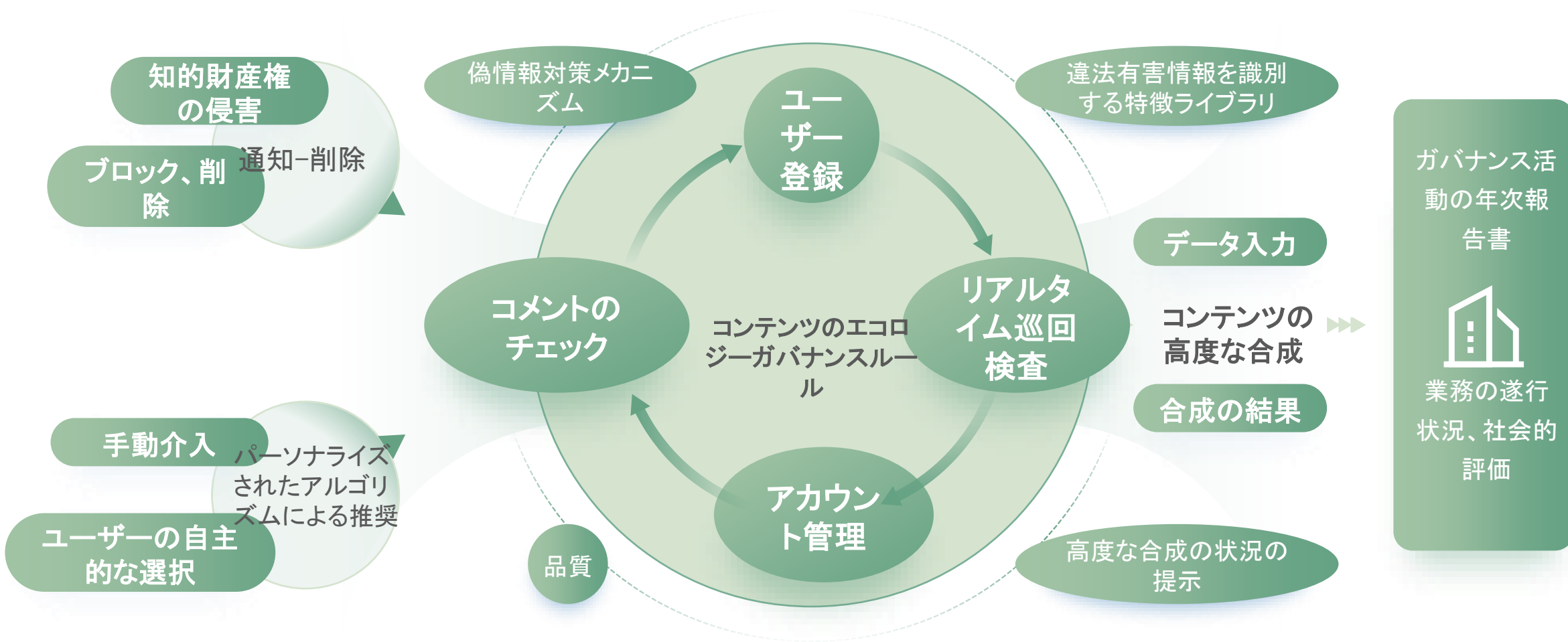
——訓練用コーパスに文学、芸術、科学の著作物が含まれる場合は、訓練用コーパスおよび生成コンテンツ内の著作権侵害の問題を重点的に識別しなければならない。

——訓練用コーパス内の商用コーパスおよび利用者が入力したデータについて、商業秘密侵害の問題を重点的に識別しなければならない。

第5.2条(コーパスのコンテンツのセキュリティ要件)b)(知的財産権分野):2)コーパスを訓練に使用する前に、コーパス内の主な知的財産権侵害リスクについて識別し、知的財産権侵害などの問題を発見した場合には、サービスプロバイダは係るコーパスを使用して訓練を行ってはならない。例えば、コーパス内に文学、芸術、科学の著作物が含まれる場合は、コーパスおよび生成コンテンツ内の著作権侵害の問題を重点的に識別しなければならない。

GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件（コンテンツガバナンス）

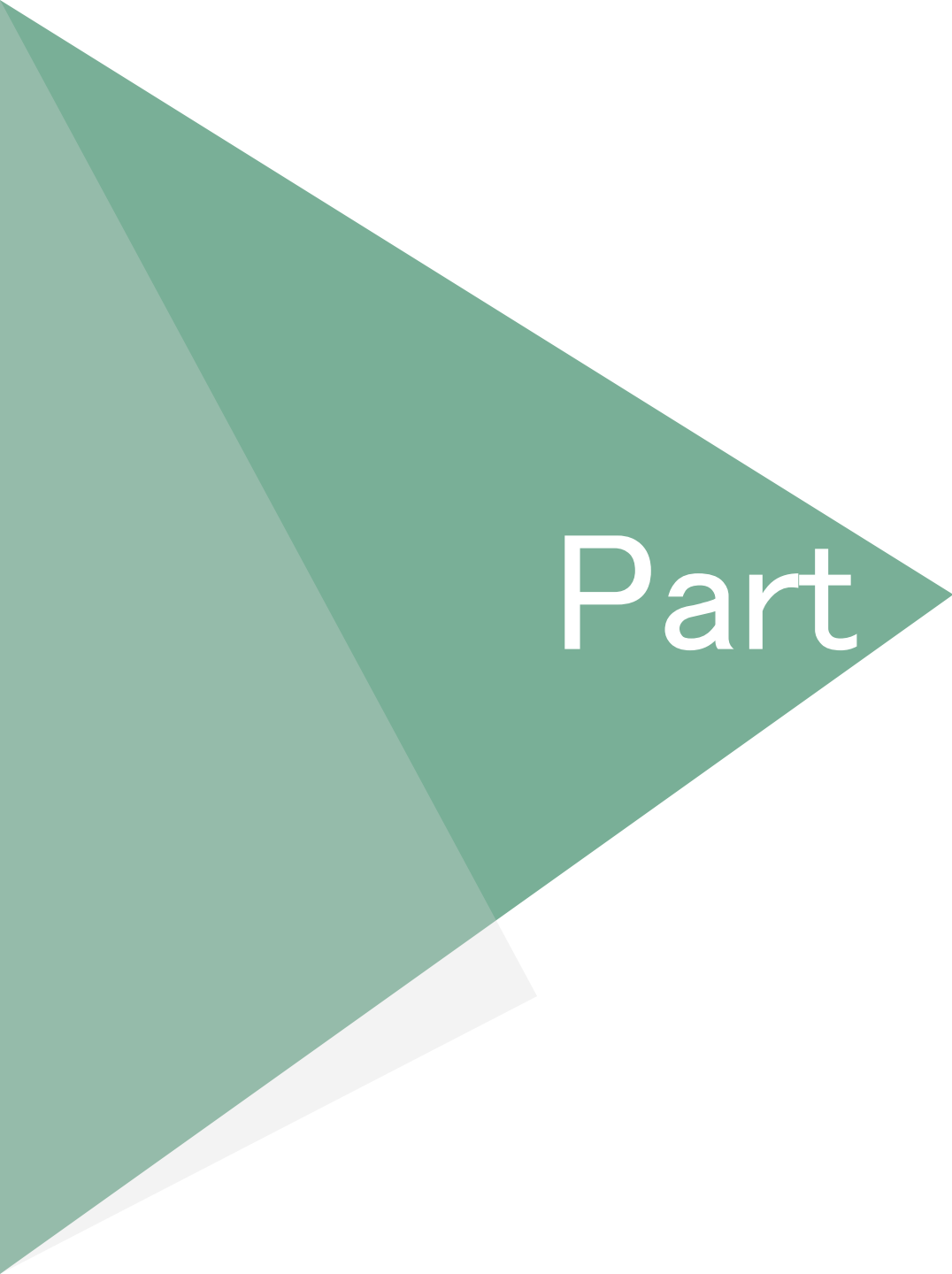


GAIにおける知的財産権の問題

—ウルトラマン事件

本件の3つの未解決問題

1. AIGC技術がもたらす著作権侵害の課題にフェアユースの観点から対応できるか。
2. 生成コンテンツが知的財産権を侵害した場合は、訓練データを削除すべきか。
3. AIGCサービスプロバイダの注意義務がAIコンプライアンスに関連するのはなぜか。



Part

3

GAIの法的規制の動向

GAIの法的規制の動向

GAI事例の要点のまとめ

1

AIGCの著作物性：人間がAIでAIGCを生成するプロセスが「人間の知的成果」や「独創性」の要件を満たすかどうかについて、**論争がある**。

2

権利の帰属：AI利用者か。AIモデル開発者か。AIサービスプロバイダか。

3

権利侵害リスク：著作権、商標、不正競争、肖像権などの人格権、個人情報の保護……

4

責任の帰属：サービスプロバイダか。モデル設計者か。ユーザーか。共同侵害か。

GAIの法的規制の動向

AI産業の各当事者主体の権利と責任を明確にし、「共同で創造する」

大規模言語モデルのエコシステムに基づいて構築される産業チェーンは、業界ではMaaS(model as a service)とも呼ばれている。

クラウドコンピューティングの分野では、IaaS、PaaS、SaaSが展開アーキテクチャの3つのコア層を構成している。サービスプロバイダは、広義ではネットワークサービスプロバイダとみなされるため、過去の司法実務の考え方は、セーフハーバールールを適用する際にサービス層の違いに応じた「必要な措置を講じる」ことを中心とする注意義務を設定すべきというものであり、具体的な区分は各層のコンテンツデータに対する制御能力に準じる。そのうち、最下層のIaaSプロバイダの責任は最も小さく、現在の技術的状况における必要な措置は、主に通知の転送に限られている。

AIGC(人工知能生成コンテンツ)業界の将来を展望すると、サービスプロバイダの種類や階層は今後ますます明らかになる。このエコシステムでは、エンドユーザーはコンテンツのサービス利用者でもあり、さらにはコンテンツ生成の重要な制御者の1人でもある。この業界は、**基盤モデルのプロバイダ、アプリケーション配置者、サービス利用者という階層構造**を呈し、各々がそれぞれの視点と程度で生成コンテンツをさまざまな程度に制御している。AIGCは、本質的にはコンテンツプラットフォームに直接相当するものではなく、コンテンツの直接の生成者であるが、**侵害著作物に対する元々の制御力を根拠として、プラットフォームに責任を課すべきだという意見が相当数ある。**

問題点:各AIGCプロバイダにセーフハーバールールを適用する余地はあるか。適用可能な場合、注意義務の強度に基づいて責任の階層分けを行うべきか。階層分けの根拠を何にすべきか。

GAIの法的規制の動向

コンプライアンスに関する注意

人工知能の出力結果

- 出力結果に関する生成AIプロバイダの知的財産権および所有権の条項を確認する。
- 出力結果を使用する前に知的財産権の侵害にあたらないか確認する。
- 他人の声や肖像を合成する前に必要な同意と許可を取得する。
- 創作プロセスにおける人間の役割を記録する。
- ブランド名やロゴなどのIP要素を追加したり、人間の創造性を活用して出力コンテンツの新バージョンに対する修正や作成を行ったりして、出力コンテンツの制御または権利を強化する。

データの評価

- AIを訓練する際にデータセットを徹底的に確認し、かつ知的財産権および所有権とライセンスの範囲を検討する。

人工知能のツールの評価

- 外部購入したツールの資格、モデル・アルゴリズムの登録、セキュリティ評価、コンプライアンスレベル、プロトコルの条項、条件、設置を確認する。
- ツールの訓練データの状況を理解する。
- 適切なライセンスやパブリックドメインの訓練データを使用するツール、または保護されたデータの使用を防ぐ技術的な保障措施を講じたツールを探す。
- ローカルまたはプライベートクラウドに配置できるプライベート生成AIツールを探し、制御と安全保障を強化する。
- 情報セキュリティの専門家を起用し、生成AIツールの評価と監視を行う。
- プロバイダが知的財産権侵害に対する補償を提供しているかどうか、またその条件を確認する。
- プロバイダから機密情報について適切な保護と保証を得る。

AI by the people
for the people

**We are building the foundation
to activate humanity's potential**

連絡先住所: 上海市長樂路989号世紀商貿広場26～27階

TEL: 86-21-5292-1111

FAX: 86-21-5292-1001

Email: cathy.wu@watsonband.com

URL: www.watsonband.com

THANKS

